

# 令和3年 教育委員会第13回定例会（秘密会） 会議録

日 時 令和3年7月27日（火）

午後3時58分～午後4時31分

場 所 教育委員会室

## 議事日程

### 第 1 協議

#### 【指導課】

- (1) 令和4年度使用中学校中等教育学校（前期課程）教科用図書採択
- (2) 令和4年度使用特別支援学級用教科用図書採択
- (3) 令和4年度使用中等教育学校（後期課程）教科用図書採択

#### 出席委員（5名）

教育長	堀米 孝尚
教育委員	金丸 精孝
教育委員	中川 典子
教育委員	長崎 夢地
教育委員	俣野 幸昭

#### 出席職員（9名）

子ども部長	清水 章
教育担当部長	佐藤 尚久
子ども総務課長	大谷 由佳
指導課長	山本 真
統括指導主事	田中 博
指導主事	野津 公輝
指導主事	牧田 裕一
指導主事	戸栗 大貴
指導主事	塚田 恭平

#### 欠席委員（0名）

#### 欠席職員（0名）

#### 書記（2名）

子ども総務係長	江口 友規
総務係員	橋本 悠

◎日程第1 協議

【指導課】

- (1) 令和4年度使用中学校中等教育学校（前期課程）教科用図書採択
- (2) 令和4年度使用特別支援学級用教科用図書採択
- (3) 令和4年度使用中等教育学校（後期課程）教科用図書採択

堀米教育長 よろしいでしょうか。それでは再開します。日程第1、協議に入ります。会議進行の都合上、次第に記載の順番を入れ替えさせていただきます。まず令和4年度使用特別支援学級用教科用図書採択につきまして、指導課長より説明をお願いいたします。

指導課長 はい、それでは説明をさせていただきます。令和4年度使用特別支援学級教科用図書の採択につきまして、説明を申し上げます。資料をご覧ください。特別支援学級で使用する教科書として区内に設置されている特別支援学級が来年度使用する教科用図書の選定についてご協議いただくものがございます。特別支援学級の教科用図書の採択につきましては、特別支援学級設置校の校長からの申請によるものとされております。本区においては千代田小学校と麴町中学校の校長が、児童、生徒の個別指導計画に基づき選定を行っております。詳細の手順につきましては資料3、千代田区立学校特別支援学級用教科用図書採択にかかわる基本方針の5、教科用図書の選定及び採択のところにお示しをさせていただきます。なお、特別支援学級における教科用図書の採択は、同じ資料の2、採択の期間にお示ししておりますとおり、特別支援学級の児童、生徒の発達状況が多様であることから、単年度ごとにその児童、生徒に適した教科書を採択することとなっております。この件につきまして、調査研究が6月中に実施され、結果報告されたものを取りまとめてございます。この後、統括指導主事から資料をもとにご報告を申し上げます。よろしく願いいたします。

統括指導主事 はい、それではご説明いたします。まず、特別支援学級用教科用図書採択制度につきまして、簡単にご説明申し上げます。

今ご覧いただきました資料3を再度ご覧いただければと思います。千代田区立学校特別支援学級用教科用図書採択にかかわる基本方針をご覧ください。1、採択の方法でございます。特別支援学級の教科用図書は、原則として通常の学級において使用する教科書を使用することとなっております。また、学校教育法附則第9条の規定により教科用図書の採択にあたりましては、特別支援学級設置校の校長の申請によるものとなっております。

3、採択の原則をご覧ください。こちらに示しておりますとおり、学校教育法附則第9条の定めにより特別支援学級においては、検定教科書または文部科学省著作教科書を使用することが原則ですが、児童、生徒の障害の種類や程度、能力特性から判断し、これらの教科書を使用することが適当でない場合、これに代わる適切な一般図書を使用することができると定

められております。このことから特別支援学級用の一般図書を第9条図書という言い方をしております。

続きまして資料1をご覧ください。この採択の原則に従いまして、特別支援学級設置校校長より提出されました選定についての申請文書でございます。これをもちまして、選定結果が事務局に届けられております。この結果をまとめたものが令和4年度使用特別支援学級用教科用図書選定結果一覧、2枚前に戻っていただいたものになります。綴りの2枚目及び3枚目に示されているこの一覧となっております。

各設置校から提出されました選定結果につきまして、引き続きご説明を申し上げます。まず千代田小学校からは特別の教科道徳において通常の学級の教科書、他は文部科学省著作教科書いわゆる星本、または一般図書、先ほど申しあげましたところの第9条本を使用するという申請でございます。

また、教科書の採択の際には、児童、生徒の障害の程度などに著しい差があり、その状況に応じた学級集団を編成し、年間を通して指導する必要がある場合は、1学年1種類以上とすることができるとされております。そのため、小学校においてはその実態の差が著しい場合があることから、国語書算数におきまして学習グループ編成で使用する教科書を選定していただいております。

また、通常学級において小学校3年以上は理科社会、5年生以上は家庭科を設定いたしますが、知的障害の特別支援学級の場合につきましては、知的障害者である特別支援学校の教科である生活を編成しており、通常の学級における生活科ですね、いわゆる生活、それから社会、理科、家庭科を採択できないとされております。その場合、生活の教科書として、第1、2学年では1冊、第3、4学年では2冊、第5、6学年では3冊採択できることとなっております、それぞれを生活の教科書として選定しております。

続いて、中学校の設置校、麴町中学校からは種目によって文部科学省著作教科書もしくは一般図書を使用するという申請が出されております。2枚目の中段以下が中学校になってございます。

なお、今お話ししております学年につきましては、令和4年度の学年となります。各年度の各学年の在籍状況につきましては資料4にお示ししております。今年度の児童、生徒の個別指導計画に基づき、次年度の教科書を申請しているという形になります。児童、生徒によっては、その実態に応じて通常の学級における交流及び共同学習を実施するため、特別支援学級で採択する教科書ではなく、通常の学級で採択された教科書を給与し使用する児童、生徒もいることを付け加えさせていただきます。

また、令和4年度からは富士見小学校にも特別支援学級を設置いたしますが、富士見小学校で使用する教科書につきましては改めて選定いただくということではなく、今年度採択された教科書を使用していくこととなり

ます。

資料2、選定理由書をご覧ください。こちらにはそれぞれの学校で選定した理由をお示ししておりますので、ご覧いただければと思います。特別支援学級用教科用図書の選定についてのご説明は以上となります。

堀米教育長 はい、ありがとうございます。

金丸委員。

金丸委員 例えば小学校で国語を見るとですね、11個の図書が選ばれているという状況です。これは学年ごとに決まっているわけじゃなくて、その児童の一人ひとりに対して、この子にはこれ、この子にはこれ、という形で計上してきたものと理解すればよろしいでしょうか。というのは、それだと普通の教科書の設定だと何年生用みたいなことが書いてあるじゃないですか。これ書いてないので、それをそういうことなのかと思って見ていたのですが、それで理解は間違っていないでしょうか。

堀米教育長 はい、どうぞ。

統括指導主事 はい、そうですね。先ほども説明させていただきましたが、実態の差が著しいという場合がございますので、学年1種類以上とすることができるということのご説明させていただきました。そういったところから国語、それから書写ですね。あと算数におきましては学習グループを編成しているところで使用する教科書として選定をさせていただいているということになっておりますので、そのように見ていただければと思います。

金丸委員 ありがとうございます。

堀米教育長 はい、中川委員どうぞ。

中川委員 富士見小学校の支援学級ができたときに、そちらも一人ひとりに合わせないといけないではないかと思うんですが、今の話だと千代田小の教科書に準じるというふうになっていました。それで大丈夫なんでしょうか。

統括指導主事 はい、現時点で千代田小学校に通っているお子さんの中で富士見小学校に移る可能性がある児童につきましては実態等の引き継ぎもされますので、教科書、選定する教科についても引き継ぎされるという形になります。もちろん、新たにこの時点で就学相談等にかかって次年度入る児童については、障害の状況、実態を見た上で選んだ教科書の中から実態に沿うもの、その個別のグループ学習としてどこのグループに入っていくかというところに応じた教科書を給与していくという形になってまいります。

中川委員 はい。

堀米教育長 他にございますでしょうか。

(なし)

堀米教育長 よろしいでしょうか。それでは次に、令和4年度使用中等教育学校後期課程教科用図書採択について、指導課長より説明をお願いします。

指導課長 はい、指導課長です。それでは令和4年度使用の九段中等教育学校後期課程用の教科用図書の採択についてご説明させていただきます。こちらも先ほどの特別支援学級の教科用図書と同様で、選定理由及び結果報告を事

事務局に提出していただいているものでございます。中等教育学校の後期課程につきましては、高等学校段階ということで、生徒の状況、あるいは学力の幅等に差があり、また、カリキュラムの編成についても、学校の創意工夫が必要でありますので、学校長の権限で選定したものを教育委員会に報告し、教育委員会の皆様に最終的に採択していただくという手続きになっております。委員の皆様におかれましては、本日の報告を受けていただきまして、8月24日にご採択いただくという運びになります。それではこちらの方も、統括指導主事から詳細について報告をさせていただきます。

統括指導主事

はい、それでは資料、令和4年度使用九段中等教育学校後期課程用教科用図書採択をご覧いただければと思います。まず、九段中等教育学校後期課程の教科書採択の基本方針について簡単にご説明いたします。

資料3をご覧ください。中等教育学校の後期課程につきましては、1の(1)にありますように、学校の選定結果を総合的に判断し教育委員会が採択するというようになっております。

また、1の(3)にございますように、生徒の実態等を十分に配慮する必要があります。そのため、3教科書の選定についての(1)に記載のように、教科書の選定委員会を設定することとなっております。選定委員会の名簿は資料の5に示させていただいております。

また、資料3に戻りまして、3の(2)東京都教育委員会が作成した高等学校用教科書調査研究資料を活用し、学習指導要領の目標や生徒の実態、学校の指導内容や指導法に照らした教育効果を踏まえながら、教科書の調査研究及び選定作業を実施していただきました。教科書選定委員会設置要綱は資料の4、次のページですね。こちらに示させていただいております。

続きまして、選定結果につきましてはです。資料1をご覧ください。4枚目になります。7月8日付365号をもちまして、選定理由書とともに選定結果が事務局に提出されております。この選定結果をまとめたものが2枚目でございます資料、令和4年度千代田区立九段中等教育学校後期課程使用教科用図書一覧でございます。選定結果をご覧いただければと思います。表紙から見て2枚目3枚目ですね。教科各科目別に選定しました教科書の名称、また使用学年が記載されております。その中で備考欄に「替」という文字が入っている科目種目がございます。これにつきましては、今年度使用している当該学年の当該科目の教科書から替わっていることを示しております。なお、平成30年度告示の高等学校学習指導要領は年次進行での実施となりますので、令和4年度の4年生から改訂された学習指導要領の実施となります。その関係で、4年生につきましてはすべての科目種目において採択替の文字が入っていることになってございます。全ての種目教科書につきましては、選定理由書に記載してございます。それぞれの科目、種目名、教科書名、使用学年が示されており、その右端に需要数報告が、有、無、とございます。有は今回初めて採択する種目、無は以前

その教科書をその学年で採択しており、前の学年で既に配布がすんでおりまして、需要数報告をする必要がない種目を示してございます。中等教育学校後期課程教科用図書の選定についての説明は以上となります。

堀米教育長 ありがとうございます。報告が終わりました。ご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。 金丸委員どうぞ。

金丸委員 千代田区の場合は、高校に相当するのは中等だけですから、これ1つだけでいいんですけども、都立高校の場合には、都立高校もそれぞれの高校はこういう形で選んで、それを全部都の教育委員会に上げて、都の教育委員会がそれぞれについて決定しているということなんでしょうか。

統括指導主事 はい、そのとおりでございます。

堀米教育長 他にございますでしょうか。はい、中川委員。

中川委員 2018年の3月から公共っていう科目が出てきたということで、九段中等では公共の教科書はどれを使うんだろうと思ったら、その公共っていう名前では載ってないんですね、この中に。

統括指導主事 はい、令和4年度のいわゆる2018年示された学習指導要領は令和4年度から高等学校でそこに沿ったカリキュラムが開始ということになります。そこに対象となるのが先ほども説明させていただいたように令和4年度に4年生に進級する子たちからということになります。公共に関しましては九段中等教育学校のカリキュラム上、5年生の段階で指導を開始するということになっているので、今年度につきましては公共の教科書は採択されておりません。次年度の教科用図書を採択するので、新たに3年度に検定合格したところから、この社を使いますということで来年度、九段中等から教科書が上がってくるという形になりますので、公共の教科書採択は来年度になりますことをご承知おきいただければということになります。

中川委員 わかりました。

堀米教育長 他にございますでしょうか。

(なし)

堀米教育長 よろしいでしょうか。次に、令和4年度使用中学校中等教育学校前期課程教科用図書採択について、指導課長より説明をお願いいたします。

指導課長 はい。それでは、中学校・中等教育学校前期課程の教科用図書について説明申し上げます。中学校・中等教育学校前期課程教科用図書の採択につきましては、義務教育小学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条の規定に基づき、区立中学校・中等教育学校の教科用図書の採択をする必要があるため提出してございます。

令和4年度に使用する中学校の教科用図書につきましては、同法第14条において政令に定められました4年間は毎年度、種目ごとに同一の教科書教科用図書を採択することとされており、採択年度に採択したものと同一のものを採択する、ということになっております。従いまして、中学校等の教科用図書については令和3年度に採択替えを行っておりますの

で、令和6年度まで同一教科用図書をこの教育委員会で採択することとなっております。

しかしながら昨年度、令和2年度に新たに文部科学省の教科用図書検定を合格した教科書がありましたため、その教科用図書につき、専門的な調査研究、適正かつ公正な採択の確保、選択の確保、開かれた採択の推進を基本姿勢として調査研究に取り組み、7月13日の教育委員会定例会において、中学校中等教育学校前期課程の教科用図書選定委員長より答申をしたところでございます。

本日はその答申の内容について、選定委員より提出された様式3の資料に沿って、また今年度の教科用図書の使用状況についてご確認いただき、次年度の教科用図書についてご協議をお願いいたします。以上です。

堀米教育長 ただいまのご説明を踏まえた上で協議をお願いしたいと思います。なお、本日の協議を基に採択の候補とする教科書を決定していきますが、やむを得ない場合には挙手で決定します。同数の場合は教育長の権限で決定させていただきますので、よろしくお願いします。

それでは、社会、歴史的分野についてです。様式3を元に、教科書をご覧になりながらご意見等をいただければと思います。それではよろしくお願いいたします。金丸委員、どうぞお願いします。

金丸委員 とりあえず我々が何を判断しなきゃいけないかということについての、やっぱり認識を共通にする必要があると思うんですね。別に昨年度採択をしていて、今回その時の採択の段階では候補として上がって来てなかったものが上がってきたという中、去年採択したものと今回上がってきたものを比べて検討するのか。または、去年採択したものではなくて今度の新しい候補を選ぶべきなのか、去年の採択をそのまま維持すべきなのかという形で考えるのがいいのか。どちらの考えでやってたらよろしいでしょうか。

堀米教育長 これについては、新たに検定を通ったので、これについて審議をしながら、最終的には現行のものよりも優れている場合は替える場合もあるし、そういった考えで。統括どうぞ。

統括指導主事 はい、先ほどの説明と重なってしまうところで大変恐縮なんですけど、基本的には今年度は継続採択が原則ということになっている年度です。新たに検定を通過した教科書については、昨年度の採択でご議論いただいた、ご協議いただいた中にはもちろん入っていたものではないというところからすると、こちらについて専門的な研究をするための選定委員会として立てて、また答申もさせていただいて、皆様にも見ていただきましたというところ、そこで原則どおりの継続採択でいくのか、それとも今回の提示された教科書が見るべきものがあるからそこをもう一度考えていくべきなのかというところについて、ご議論いただくのがよろしいかというふうに事務局としては考えてございます。

堀米教育長 はい、ありがとうございます。こちらもそういった方向でということですから。はい、金丸委員。

金丸委員 ありがとうございます。そういうふうに考えるとすると、要するに新しく出てきたこの候補の教科書と昨年採択したものを比べたときに、昨年採択したものと比べて格段にいいんだと、いうものがあるという判断があった場合には替えるという、そういう方向かなと思うんですね。でもそう考えてもですね、基本的には教科書ですからすべて検定を通っている訳で、検定を通っているということは最低限のラインの基準を満たしている、かつ、それを満たすがために、それを超えてはるかにいいものもできない、というような実態があるのかなという感じはしました。

私はこれ読ませていただいて、去年の採択を変更する必要があるぐらいに、新しいこの教科書が際立って、採択しなければいけない必然性はないというふうに判断させていただきました。

堀米教育長 はい、ありがとうございます。他委員の方からご意見等をいただければと思いますが、いかがでしょうか。長崎委員どうぞ。

長崎委員 はい、私も読んでいて、あえて今年度自由社を選択する必要はあまり感じられませんでした。あと、一点気になる表記もありました。

東日本大震災の記述で、自己犠牲で多くの命を救ったという表現があつて、本当に素晴らしいことだとは思いますが、自分を大切にしてほしいという観点からいうと、自分の命を落としてしまつてはしょうがないのかなと、これを改めて強調して美談として伝えることにちょっと違和感を覚えていて、そういう表記がある教科書をわざわざ選ばなくてもいいのかなという考えがあります。

堀米教育長 はい、ありがとうございます。中川委員、どうぞ。

中川委員 さらっと。頭を真っ白にして読んでみたのですが、戦争の記述にしても、長崎委員がおっしゃったところだけでなく、例えば、国民の動員に関しての中に、朝鮮半島の話が出てくるのですが、日中戦争開始後に日本が戸籍上の家族の名前を作る創氏改名を命じ、という記述があり、それは強制ではなかったという記述がありますが、これは背景を語っていないので、真実を伝えてはいないと思います。戦争中の日本人の生活にしても、国民はよく耐えた、という言い方で書かれています。国民がどんな生活をしていたというのを、国民は耐えてきた、耐えて立派だった、という言い方では、子どもたちに真実が伝わらないと思いました。そのような表記が結構ありますので、去年採択した教科書が、やはりいいと思いました。

堀米教育長 はい。ありがとうございます。他にご意見ありますでしょうか。俣野委員お願いします。

俣野委員 先ほど田中統括がおっしゃったように、少なくとも継続採択が基本的にはいいなということは思わせていただいております。私自身はこの内容を見させていただいて、じっくりくるところがありましたので、そういう価値観からも歴史教育としての内容としては私は非常にいい、特に近代史の



部分においていいなというふうに思わせていただいております。ただ、やはり基本的には継続した方が生徒のためにはいいんじゃないかなというふうに私は思っております。

堀米教育長 はい、ありがとうございます。調査委員会や選定委員会からの答申を踏まえまして、現行使用している東京書籍を採択するというようなことで、皆さんよろしいでしょうか。

(全員異議なし)

堀米教育長 はい。ということで、東京書籍を採択するということにしたいと思えます。また、その他の教科用図書についても、義務教育小学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条の規定に基づき、採択年度に採択したものと同一のものを採択するというところでよろしいでしょうか。

(全員異議なし)

堀米教育長 はい、ありがとうございます。それでは、この件について改めて議案として提出し決定することとします。他にご意見なければ、いいですか。

以上をもちまして本日の定例会を閉会といたします。お疲れさまでした。